

第7期第2回練馬区障害者地域自立支援協議会および  
第4期第2回練馬区障害者差別解消支援地域協議会  
議事録

- 1 日時 令和6年11月7日(木)午後1時30分～午後4時
- 2 場所 区役所 地下多目的会議室
- 3 出席委員 森山委員、轡田委員、佐藤委員、森委員  
山岸委員、林田委員、大江委員、遠山委員、松本委員  
小岩委員、田中(聡)委員、亀田委員、亀井委員  
千葉委員、山本委員、前田委員  
長濱委員、菊池委員、石野委員、益子委員、徳武委員  
緒方委員、高橋委員  
(以上23名)  
欠席委員 的野委員、齋藤委員
- 4 傍聴者 2名
- 5 議題
  - 第1部 第7期第2回練馬区障害者地域自立支援協議会  
練馬区障害者計画・第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画の取組状況について(令和5年度実績)  
専門部会からの報告  
その他
  - 第2部 第4期第2回練馬区障害者差別解消支援地域協議会  
区における障害を理由とする差別に関する相談および対応状況について  
障害者差別解消法に関するリーフレットの改訂について  
その他

【第1部 第7期第2回練馬区障害者地域自立支援協議会】

○会長

それでは、第7期第2回練馬区障害者地域自立支援協議会および第4期第2回練馬区障害者差別解消支援地域協議会を開催いたします。

練馬区障害者計画・第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画の取組状況について、資料1がございます。これについて事務局から説明をお願いいたします。

○障害者施策推進課長

資料1の説明

○会長

ありがとうございました。障害者計画と障害福祉計画と障害児福祉計画、3本のそれぞれの政策目的が法律によって異なっているわけですが、障

害をお持ちの方々およびお子さんも含めて支援する具体的なサービスが一つ。それから、サービスの拠点をどういうふうに増やしていくか、整理していくか、質を上げていくか、そういう話の一つ。それから、これは次の話とも関係しますが、障害をお持ちの方を取り巻く環境をどういうふうに整備し、障害者に直接届くものと同時に、障害をお持ちの方々が生活していく、練馬区という地域社会の中で事業者もいらっしやいますし、学校もありますし、幼稚園もあります、いろんな施設との関係をどう整えていっていかってという、大まかに言うとそんなことかなと。

そこで、中心となる様々な援助者、それから当事者の皆さん、それから事業者の皆さん等々とか、そこを区の行政がどういう役割をもってそこに調整を図るか。見取り図は計画として書かれているわけですが、ざっくり言うとそんなことかなと思ひまして。

ただ、本当に多岐にわたる報告があがっておりますが、それぞれのお立場で、何か今の説明についてご意見やご質問等がありますでしょうか。

#### ○委員

どうもご説明ありがとうございます。基本的なことを教えてほしいのですが、表の真ん中の列ですね、実施、継続、充実、拡張で、言い方を変えているのですが、これはどういう基準で、継続、実施って何か違うのですか。

#### ○障害者施策推進課長

こちらの記載の方法ですが、まず充実については、言葉のとおり、前年度よりもさらに充実し、よくなる、さらに広げましたよという意味での充実という形になっています。実施したところは実施という形のものが書かれています。前年度以降、続けてやるものは継続という形を書かせていただいたところでございます。

#### ○委員

はい。分かりました。ありがとうございます。

#### ○委員

7ページの教育と福祉の連携について、4-(3)、3番目の医療的ケアを必要とする児童の受け入れ体制の充実というところで、令和5年度 of 取組実績、区立の保育園、幼稚園の実数だと思うのですがけれども、私立のほうの保育園、幼稚園の受け入れも分かりましたら教えていただければと思います。

#### ○障害者施策推進課長

こちらについては、私立も含めた人数となっております。

○会長

ありがとうございました。それではどうぞ。

○委員

2ページなのですが、自立生活援助のところ、こちら、令和5年度の取組実績のところ、2事業所と書かれているのですが、これは何か基にしたデータはありますか。もしくは、こちらの事業所に確認されていますか。こちらが知っている限り、一つは、事業所名も変わっていて、他区に移転されていますし、もう1カ所も手を引かれているかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○障害者施策推進課長

こちらは都などの指定の事業所の情報を見て確認している情報でございます。5年度時点ということで、5年度で運営があった事業所ということですので、当初というよりも5年度の時点で何らかの運営があった事業所という形で、都の指定の情報とかを基に書かせていただいているものでございます。

○委員

令和5年度のいつ時点の情報ですか。

○障害者施策推進課長

基本的に3月末ですが、今年度に、5年度の間、運営していた事業所ということですので、途中で廃止した事業所ということも含まれていると考えています。ちょっと今、手元に何月何日時点というのは書いてはないのですけれども、そのように認識してございます。

○委員

分かりました。ありがとうございます。割と直近のところ、ゼロになっているかなと思います。以上です。失礼いたします。

○会長

ありがとうございました。それでは、次の話題に進ませていただきます。それぞれの専門部会でいろんな議論を、深い議論をしていただいておりますので、資料に従いまして、事務局から説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○事務局

資料2の説明（権利擁護部会）

委員

資料2の説明(地域生活・高齢期支援部会)

委員

資料2の説明(相談支援部会)

委員

資料2の説明(地域包括ケアシステム・地域移行部会)

○会長

ありがとうございました。それぞれの部会は、それぞれが密接に関係し合っていると同時に、それぞれの深さというか、専門性というか、そういうものに基づいた課題というものがあります。この議論をもう1回、ここでは部会に参加されなかった方もいらっしゃいますし、そういうことも含めて、ご質問、ご意見を個々に、部会ごとに伺いたいと思います。

権利擁護部会は、次の差別解消の話と深く関わりますので、そちらのほうに回させていただきます。

地域生活・高齢期支援部会について、介護保険と障害福祉制度では、それぞれ課題があり、これは個々の問題としてではなく、人生のはじめから終わりまでをどう考えていくか、介護保険と障害福祉の連携について、総合的な支援として考える必要があります。

障害の計画と介護保険の計画の次の同時改訂は大きな改訂になるため、障害福祉から介護保険に移行したとき、どういう問題があるのか、プロジェクトチームを作って区として一度考えたほうがよい時期ではありませんか。

介護保険のケアマネジャーの役割についても、給付の組み合わせを管理するほか、ソーシャルワーク的な調整機能なども必要であると思います。

○障害者施策推進課長

以前から、障害がある方が高齢になった時の移行をどうするかというのは、非常に課題であるかと思います。ケアマネジャーの方々とお話ししている中でも、介護保険について学んでいるけど、障害福祉の分野については、障害の種類によっても違ったり、似ているようで違ったりする部分というのはありますので、なかなか難しいというところはあるかと思います。

ただ、会長は調整機能というお話をこれまでもおっしゃっていましたがけれども、ケアマネジャーもすごく頑張っていて、特に区内のケアマネジャーは本当に勉強熱心な方が多いです。自主的な集まりも多くしていて、すごく勉強しています。それ以外にも福祉人材育成・研修センターのほうでもいろいろな研修しています。

先ほどの移行の話もありましたけれども、制度上、例えば障害、65歳以上になると介護保険サービスにないものがある、充足しないものがあることについては、障害福祉サービスを引き続き使えますよという、制度的な仕組みとしてもございます。また、負担の軽減策というのも1割負担になりますというのもございますので、そういった制度上の仕組みというのは、整ってきていると考えて

ございます。

あとはそれをどう運用するかというところ。うまく運用できないと十分受けられるものも受けられないことが起きかねませんので、運用部分も非常に重要だと思っております。

会長からお話がありました、いわゆるプロジェクトチームみたいなことも、検討していかなければいけないのかなと考えております。部会の議論も含めて、今後検討していきたいと思っております。

今、お話しした、福祉人材育成・研修センターのほうも協議会のメンバーに入っております。研修センターは、以前は障害福祉分野と高齢分野、分かれていたところを、移行が重要ということを踏まえて、統合しているということもございます。研修センターからお話もぜひ伺えればなと思っております。

#### ○委員

令和4年度に障害福祉分野の研修センターと介護分野の研修センターを統合し、現在は練馬福祉人材育成・研修センターとして一体的に運営しております。統合化においては「地域共生社会など、介護サービスと障害福祉サービスの共通課題に対応する人材の育成」が大きなミッションとして掲げられ、研修をリニューアルする際の事業者向けアンケートにおいても、「65歳到達時における介護保険への移行」に関する研修テーマの要望が多く見られました。

そのような要望を受け、「高齢期における制度をまたいだ切れ目のない支援」をテーマにした5つの研修を実施しており、今月の22日に開催する「65歳到達を契機に変化する障害者の地域生活支援について事例をもとに考える」の研修にはすでに多くの介護支援専門員、相談支援専門員の皆様の申込があります。これらの研修をとおして、介護・障害福祉サービス職員における障害福祉分野と介護分野の相互理解がすすみ、両者のつながりが広がるなど、研修事業統合のメリットがみられています。

#### ○会長

ありがとうございました。研修センターは大変、大事な役割と、効果が上がっているというご報告だと思います

相談支援、ケアマネジメント業務というのは障害と介護の核なのです。大事なポイントです。ここに力があると適切な支援が受けられます。

ケースについて研修とか、フォーマルな場所でないところで、いろんな交流可能な仕掛けづくりが、どうもこれから、それこそ実践の援助場面で、必要だなという感じがいたしました。ありがとうございました。

どうぞ、他に何か。先ほどの話でいうと、相談支援の話と、それから地域移行の話、何かありますか。

#### ○委員

この高齢部会の話についてですが、私も福祉計画の取組状況の1-(1)の共生

型サービス(介護サービスとの連携)の実施というところで、どうしても短期入所とか、共生型生活介護施設という目標が書かれているわけですが、そういう地域で生活するにはショートステイもとても大事な、高齢化した時の地域生活に欠かせないことなのです。会長も連続性という話をされましたが、やはりしっかりとつなぎ目を、福祉サービスと介護保険のそういうつなぎ目というのをケアマネジャーとともに、まず介護保険を使わないうちから、一緒にその人の実態を見てもらいたいなと思いました。

というのは、相談支援をしている時に、いきなり、あの人はどこに行ったという状況になったことがございます。そうしたら、突然高齢者のグループホームに行っていました。相談員が知らないうちに、ケアマネジャーさんが連れていった。あの人はどこにという状況もございます。だから、本当にそのつなぎ目を、その人の奥行きをしっかりと知ってもらって、そういうケアをしてもらいたいなと思いました。

それから、相談支援のところです。相談支援も、ワーキングチームがつくられるのは大変興味深いことですが、具体的なことをまた教えていただけたらと思います。以上です。

#### ○会長

ありがとうございました。今度、部会のほうで具体的なケースを挙げて、こういう議論が行われたのだということを言っていただくと、また理解が深まるなと思いました。引き続き、地域移行部会のことについて、委員から何かご発言ありますでしょうか。

#### ○委員

病院から地域へということで、地域移行が継続されているのですが、なかなかグループホームやそういったところになじめない、要するにこういう生活ができないような様相の当事者が非常に多いです。問題は、地域移行という視点で、どのように解決していったらいいのか。本当に地域移行のためにそのような症状の精神障害者をどのようにして地域移行させていったらいいのか。この辺がまだちょっと疑問の点がありますので、何か聞かせていただきたいと思います。

#### ○障害者施策推進課長

グループホームになじめない、さまざまな状況があると思いますが、今、病院に入院されていて、地域に移行するに当たって、移行先として、グループホームというのは選択肢の一つになっていると思います。グループホームでうまく生活できる方もいらっしゃるれば、例えばグループホームだと、なかなか日中、外に出ることが難しいことがたまにある。グループホームって日中、作業所であるとか、そういうところに行くということが前提となる施設なので、そういった方がまだまだ退院するのは難しいというお話も伺っているところでございます。グループホームであれば、日中のサービスもグループホーム内で支援する形とい

うのもあるのですけども、区内でそういったグループホームというのはほとんどないという状況でございます。区のほうには事業所を開設するご相談というのはございますので、そういったお声もありますよというのはお伝えしていきたいなと思っております。

また、皆さまで日中、グループホームでずっと過ごすのはそれはそれでどうなのかなと思うところもありますし、区としても日中、他の場所に行っていただくことがよろしいのかなと思っておりますので、そういった部分の支援というのは、個別の支援というところもそうですし、日中の場所を充実させていくということも取り組んでまいりたいと考えてございます。

#### ○福祉部長

今までのお話、部会のほうでいろいろお話がありました。さまざまな課題が見えてくる中で、今回、ここについては自立支援協議会ということで障害のを中心にやり、介護保険は介護保険運営協議会というのがあって、そこでやっております。

もう一つは、今改訂作業を行っています地域福祉計画、こちらを今、福祉部管理課のほうでやっておりますけれども、それはまさしく、今、会長や他の方々からのご発言にあったような、横串のところになります。

それぞれの計画で具体的な、それぞれの特性に応じたものを出しつつ、地域福祉計画の中で横串を刺して、切れ目なく、きめ細やかにというのが今の考え方と思っております。

地域福祉計画の中には、今回の改訂で重層的体制整備事業について実施していくこととしておりますので、そういった中でトータル的に区としてしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

それぞれの計画では、それぞれの特性に応じた具体的な支援というところを踏まえて、区の中で、ビジョンも含めてしっかりと取り組みたいと思っておりますので、また皆さまのご意見を聞かせていただければと思っております。

【第2部 第4期第2回練馬区障害者差別解消支援地域協議会】

○会長

先ほど、権利擁護部会から報告がございましたけれども、ご意見等はございませんか。それでは、また随時ご発言をいただくこととして、用意されております議案について、区における障害を理由とする差別に関する相談および対応状況について、資料3の報告が出ておりますので、これについて説明をいただきます。

○事務局（事業計画係長）

資料3の説明

○会長

ありがとうございました。8つの事例についてご報告をいただきました。何かご質問ありますでしょうか。

障害者差別解消法に関するリーフレットは改訂中ということだそうでございますので、これについて説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（事業計画係長）

資料4の説明

○会長

ありがとうございました。これがその校正版ということですか。そうすると、あと11月ですからほとんど最後の段階だという、そういうことだと思いますが、何かご意見等ありますでしょうか。

○委員

合理的配慮が努力義務から義務になったと先ほどお話しいただいたのですが、レストランでセルフサービスとして、今、ドリンクバーがあります。今まで、水物が運べないので私は遠慮していました。合理的配慮の提供が努力義務から義務になったということで、お店側にとって、ドリンクバーを店員に運んでもらいたい方はおっしゃってくださいなど、そういう表示も義務化される、そういう理解でいいですか。

○障害施策推進課長

今回の法改正で一番大きいところは、今お話にありましたように、民間事業者において合理的配慮の提供が義務化されるというところでございます。合理的配慮といいましても、こちらの冊子、リーフレットのご案内のところの説明したように、さまざまな形がございますので、表示が義務化されるかということには、一概にならないのかなと思います。

ただ、合理的配慮については、ご本人、当事者からの申し出に対して、建設的な対話をして、対応をするということが求められておりますので、例えば店員さ

んとしては持ってくるとか、そういったことの配慮が必要になってくるかなと思います。

いずれにしても、合理的配慮が義務化されたということが、例えばファミリーレストランであれば、ファミレスの方が知らなければ、申し出をされても配慮しないかもしれませんので。事業者の方々に知っていただく、この法改正を知っていただくということは非常に重要だと考えてございます。

そういうことも踏まえまして今回は、さまざまな当事者の方々に対する内容ではございますけれども、特に事業者に対して訴えたいことを盛り込んだつもりでございますので、今後、リーフレットが完成した暁には、すぐに周知に取り組んでまいりたいと考えてございます。

#### ○会長

ありがとうございます。他に何かございますか。いつも思うのですが、合理的配慮って法律用語なので難しいのですが、これを小中学生に、例えばこの絵を使ってね、これはどういうことをやっているのですかという教材に使ってもらうというふうな、そんな工夫も必要かと。ただ、先生が合理的配慮っていうふうにならなくて、子どもたちに考えてもらうような時間があるといいなと思いつつながら。

合理的配慮って難しい言葉を使わざるを得ないのだけど、お互いにその立場を尊重、尊重も難しいですが、思いやって生活しましょうよっていう、その場合に、やはりきちんと対応しなければいけない。例えば事業者さんとか、役所ももちろんそうだけでも、やらなければならないことがある、そこまで思いが及ばなかったっていう世界がたくさんあるんだ、そんなことを学び合うような教材にも使えたらいいなと、ちょっと拝見して思った次第でございます。

#### ○障害施策推進課長

まさにわれわれ、このリーフレットを作成するに当たって、この合理的配慮であるとか、建設的対話であるとか、そういった言葉をどう表現するかというのを置き換えたっていうことも、さまざま議論したところではあるのですが、やはりなかなかこれを置き換えてしまうと、また違う意味合いになってしまうとかもありまして、基本的にこういった絵をそのまま使わせていただいたところでございます。なので、絵で分かりやすくするために、このリーフレットだけでは十分じゃないかなと、ご説明というのは当然必要なのかなとは考えているところでございます。

今お話にありました学校については、こちらの資料4のほうでも示しましたように、小中学生、タブレットを今全員持っていますので、そういうところで閲覧できるようにしたいと思いますし、また、より分かりやすくお伝えできるような方法については、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○会長

ありがとうございました。一番いい学習は、障害の方々と子どもたちが一緒に勉強することなのですが、文部科学省は、特別支援学級という、そういうやり方をしておりますので。それはそれとして、いろんな工夫が必要だということ。これとイベントをうまく組み合わせるとか、そんなことが有効かなと思いながら伺っておりました。何か委員の皆さまから、これまでの一部の話でも結構でございますが、何か感想なり、ご意見なりがあれば、この際ご発言をいただけたらと思います。

○委員

資料3(2)の障害者差別の保育園の事例について、担当課が事業者へ指導を行い、改善を要求したとありますが、保育課が対応されたという認識でよろしいですか。

○事務局(事業計画係長)

対応されたのは、保育課のほうで対応したというところでございます。改善の要求をされた事業者も、改善の方向で検討したというところでございます。

○会長

ありがとうございました。これは、それぞれが非常に普遍的な話が含まれている事例だなと思いながら拝見しておりました。他に何かご意見がなければ、何かあれば提案とか、このパンフレットについてあれば、事務局のほうに直接お寄せいただくということで、きょうの議事はこれで一区切りさせていただくということでよろしゅうございませうか。

○事務局(事業計画係長)

リーフレットへのご意見なのですけれども、本日、11月7日ではございますが、本日中にお気付きのことがあればお寄せいただきたいところではございますが、明日、朝までであれば可能でございますので、短時間で大変恐縮ではございますが、お気付きのことがありましたら、事業計画係のほうまでよろしく願いいたします。メールでも大丈夫です。よろしく願いいたします。

○会長

時間的な理由で難しいと思いますので、次の設計では多分いろいろアイデアをお寄せいただくといいのかなと思いました。

それでは、以上で第7期第2回練馬区障害者地域自立支援協議会および第4期第2回練馬区障害者差別解消支援地域協議会を終了いたします。ありがとうございました。